風力発電事業を条例対象事業に追加する場合の規模要件について(案)

千葉県環境影響評価条例の対象事業は、事業規模が大きく環境影響の程度が大きなものとなるおそれがある事業であり、環境影響評価及び事後調査等の結果を事業内容の決定及び事業実施に反映させ、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを期する、という基本的な考え方に基づき定められている。

風力発電事業を条例対象事業に追加するに当たっては、こうした基本的な考え方を 踏まえつつ、風力発電事業の環境に及ぼす影響の程度等を考慮し、規模要件を適切に 規定する必要がある。

1 規模要件の指標

原子力発電所を除く法対象事業及び条例対象事業となっている発電事業については、 発電所の種別ごとの環境影響を勘案し、規模要件の指標として総出力が設定されている。 条例対象事業に風力発電事業を追加するに当たっては、制度の整合性の観点から、 発電所の総出力を指標とすることとしたい。

2 規模要件の水準

千葉県環境影響評価条例の対象事業は、事業規模が大きく環境影響の程度が大きな ものとなるおそれがある事業であり、その事業種及び規模が定められている。

法対象事業のうち、風力発電事業については、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある第 1 種事業の規模が 1 万 kW 以上、これに準ずるものとして第 2 種事業の規模が 7.500kW 以上とされている。

風力発電事業を条例対象事業に追加するに当たり、規模要件の水準は、環境影響の 程度が大きなものとなるおそれのある法の第2種事業の規模が適当であると考えられる。

なお、県内の既設の風力発電所について、騒音苦情やバードストライクの発生状況などに関し、関係市町村へのヒアリング調査を行った結果、現状では環境保全上の大きな支障は認められていない。

3 区域別の規模要件の設定

本県では、優れた自然の風景地として、2つの国定公園と8つの県立自然公園がある。 自然公園内に風力発電所を設置することは、自然景観への影響が大きいことから、 本県では、自然公園区域内には設置しないよう指導しているところであり、これまで 自然公園内への風力発電所の設置事例はない。

このため、自然公園内への風力発電所の設置を前提とした要件を定めることには課題があることから、当面は区域別の規模要件は設定しないこととしたい。

なお、国定公園については、陸域から沖合1kmまでの海域も公園区域に指定されている。

